

第2回議会基本条例特別委員会会議録

- 1 開会日時 平成30年6月18日（月）午後0時30分
- 2 閉会日時 平成30年6月18日（月）午後1時55分
- 3 会議場所 議会委員会室
- 4 出席委員
3番 佐藤 武君 4番 佐々木雄司君 5番 光成 良充君
8番 治徳 義明君 9番 原田 素代君 16番 下山 哲司君
17番 実盛 祥五君
- 5 欠席委員
な し
- 6 事務局職員出席者
議会事務局長 奥田 吉男君 主 査 日下 治樹君
- 7 協議事項 1) 今後の委員会について
- 8 議事内容 別紙のとおり

午後0時30分 開会

○委員長（下山哲司君） それでは、皆さんお疲れさまでございます。

第2回議会基本条例特別委員会を開会いたします。

きょうの協議事項は、今後の委員会についてということで協議をいただきたいと思います。

まず、局長のほうから、基本条例特別委員会の定義の説明をお願いしたいと思います。よろしいですか。

○議会事務局長（奥田吉男君） それでは、特別委員会の設置に当たって地方自治法並びに委員会条例によりまして設置した目的が、議会基本条例に関する調査検討という内容が設置の目的となっております。

基本条例の中で前文に明記してあるとおり「議員が活動するに当たって、議会の基本理念、議員の責務及び活動原則等を定め、市民の負託に全力で応えていくことを決意し、この条例を制定する」という形になっております。基本的には社会情勢等で変化する中で基本条例をつかって、5年ちょっとぐらいがたっております。そういった中で、基本条例の条項について見直しが必要な内容等について調査検討していただくというふうに認識をしております。

以上です。

○委員長（下山哲司君） ありがとうございます。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） はい。

○委員（原田素代君） 今の説明について、ちょっと御質問が……。

○委員長（下山哲司君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 見直す。何か、条項について見直して今局長おっしゃったけど、見直すという認識は私は今回のこの特別委員会になくて、要するに、この間も申し上げましたけど、今、赤磐市は異常事態でして、この議会関係例規、この束の中で一番上にあるのが基本条例ですよ。ですけど、基本条例にのっとって、今、議会は運営されておられません。申し合わせ事項が優先されてあります。この間、局長がそれをおっしゃった。私は異常だと思ってます。ですから、私は見直しではなくて、基本条例が6年間申し合わせ事項と整合性を図ってこなかった、この点についてきちんと整合性を持たせる必要があるという認識でいます。ですから、6年前につくられたこの要綱というか項目を見直すという意味はやりかえるというふうに今理解したんですけど、そうではなくて、申し合わせ事項を変える、基本条例に従って、条例が上位ですから。これはわかってらっしゃると思うんですけど。その点が、今の御説明に違和感があったんですが、そこはいかがでしょうか。

○委員長（下山哲司君） はい、局長。

○議会事務局長（奥田吉男君） 申し合わせ事項については、これまでの経緯の中で議会全員協議会において議会の運営に関して、会議規則、委員会条例にない内容の運用について、約束

事として全協の場で決定をしておると思います。

申し合わせ事項等に不備があるということであれば全員協議会の中で協議していただいて、申し合わせ事項の変更は可能ですので、そういったことになるかと思えます。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 全協って盛んにおっしゃるけれど、この議会基本条例は6年前の議会で議決されたものなんですよ。全協じゃないんですよ。議会で議決された条例なんですから、こちらがもちろん優先されねばならないんですよ、議会運営において。そこについて局長はそういう理解だっているのが、非常に私は心配なんです。そうではなくて、基本条例が6年間放置されてきたわけですから、申し合わせ事項との整合性が。例えば、今回結局請願ではなくて陳情の扱いのことで差し迫ったわけですよ。だけど、局長は、あくまで申し合わせ事項を優先された。でも、条例があるんですよ。

だから、私はきょうここでぜひ委員長に申し上げたいのは、6年間申し合わせ事項と条例との整合性を要するにきちんとしてこなかったんだから、整合性を持って条例に基づいた申し合わせ事項ができるように、ここできちんと議論をしていただきたいということをお伝えしたかったんで、そのことについてもう一度局長、条例のほうが優位性があるということは御理解いただいていますか。

○委員長（下山哲司君） はい、局長。

○議会事務局長（奥田吉男君） 先ほど申し上げましたとおり、地方自治法に基づく会議規則それから委員会条例となっております。申し合わせ事項につきましては、会議規則それから委員会条例等に網羅されてない部分の運用について議員の皆さんで決定をいただいて、約束事になっておると思います。先ほど申されたとおり、基本条例にそぐわない申し合わせになっておるようであれば全協の中で協議をいただいて、皆さんで協議の中で決定、変更ということになるかと思えます。

○委員長（下山哲司君） 御理解いただけましたか。

○委員（原田素代君） いや、まあいいです。進めましょう。

○委員長（下山哲司君） そういう内容で以前申し上げたと思うんですが、記憶していただいとったらと思うんですが、基本条例の中で案をつくっても全協で皆さんに同意をもらえなったら議場へは出せれないということがありますので、ここへ、今、メモがありますか、この表紙が。皆さん、あるな。

○副委員長（治徳義明君） いや、表紙はないです。

○委員長（下山哲司君） ないんか。ああ、僕だけかな。要するに問題があるのは、基本条例の委員会というのは何をやる委員会なのかということと、それから基本条例の中でやるのが外れたことをやりよんじゃねんかと言われる方もおられるんで、議長と御相談申し上げて、い

ろいろ考えた中で、前にも言うたんですが、私の思うとることが違うとるか違うてないかは別として、全協の席で、ここでやっても半分の人がやられて、それでほんなら全協へ行って、半分の方がまた、そりゃあいけんぞ、ああじゃこうじゃということになれば、また差し戻って返ってくるようなことになるんで、それだったら時間がかかっても全員場で決めていただいて、それからこの委員会で基本条例特別委員会として議場へ上げて議決をするという方法に変えさせていただけるんでしょうかということによって皆さんに申し上げて、それで今進んでいると私は認識してんですが、間違ってますか。

○委員（原田素代君） ちょっと確認を。

○委員長（下山哲司君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 教えていただきたいんですけど、その後、佐藤武文さんと岡崎さんの正副委員長で、議会改革……。

○委員長（下山哲司君） 検討委員会。

○委員（原田素代君） 検討委員会ですね。

○委員長（下山哲司君） はい。

○委員（原田素代君） その問題とここで議会基本条例特別委員会、ここのその整合性の問題が、この間、北川委員が途中でやめましたけど、まずあると思うんです。もうちょっと言うと、今の下山委員長のお話ですと、全協でいろいろ議論しましょうと。議会改革委員会も含めて、そっちでやりましょうという、何かシフトしたような御説明なんですけど、もう一度確認しますが、この議会基本条例の第26条にはこの条例に違反する議会の条例や規則や規定を制定してはならないって書いてありますね。ですから、あくまでこの規範性を持ってこの基本条例に基づいて、それ以外の議員定数条例、定例会の回数を定める条例、招集時期を定める規則、委員会条例、会議規則、こういったものがこの最高規範性のある基本条例に基づいて見直されるというのならわかるんですが、今の委員長の発言ですと、そういう問題がなくて、あくまで全協で決定する機関だとおっしゃる。でも、基本条例には全協で決定するってどこにも書いてないんです。だから、基本条例に基づいた議会運営をしなければいけないわけですから、そこから物事をするのが今回の基本条例特別委員会の使命だと思うんです。

一方で、どういう趣旨か、議長がきょうも来てませんが、要するに議会改革委員会なるものをまた別につくられてるけれども、これと議会基本条例特別委員会は趣旨が違うと。そこを一緒にすると、議会基本条例の意味がなくなっちゃうんですよ。そこを整理していただきたいと思ってるんです。

○委員長（下山哲司君） まず1つ、議長は委員長が申し入れをしない限りは出席しません。

それから、今の原田委員の言われる26条ですが、違反する議会の条例です。違反する。だから、違反をするようなのを制定してはならないと、こういう意味なんで、全協で協議することが違反でも何もありませんし、皆さんがやりやすい方法を議長と御相談して、そういう方向が

いいんじゃないでしょうかと議長に提案したら、議長がそれで皆さんにお諮りしてそういうことになったんで、基本条例のこの内容は変わりませんが、前にも申し上げたように、文書で議長に申し入れしていただいたら、議員全員ですよ、どなたかこういうふうにしてほしいということがあれば、正式に申し入れしていただければ、議長のほうから佐藤委員長と岡崎副委員長のほうにその内容について全協で協議してくださいという申し入れをしたら、委員長、副委員長が皆さんを招集して、そこで全協で協議をするというシステムを確立させてもらうわけですから、そういうシステムを頭に入れていただいて、この基本条例というものは、そこでできたものをここでもう1回正式に委員会として諮って議場へ出すと。議場に出さなくていいものは全協の中で皆さんの申し合わせで決まるわけですから。じゃから、その使い方を皆さんが御理解していただければ、以前よりずっとやりやすいあれになったと私は思っただけですよ。

○副議長（佐々木雄司君） はい、委員長。

○委員長（下山哲司君） はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） 私も原田さんの考え方に非常に近いんですが、今、委員長の説明を聞いておりましたら、この議会基本条例というのは議会改革の検討委員会のほうで何ぞや決まったものを議会に出すための機関のような、そういった位置づけでお話をされとるわけですが、もともとこの基本条例の中で、今期ですけど、このメンバーで始めましょうとって始めたときに、重んじることとか努力とかいろいろこの中に書かれてるけども、この中でまだまだ備えつけなければいけないにもかかわらず、備えつけていないようなものもあるじゃないかというようなところが発見されてるわけですよ。そういったようなところを今後やっていきましょうということで、この基本条例としてやらなければいけない任務っていうのは今まだここに残ってるんですよ。そこのところはそこのところで認識していただいて、だからそういったような、もともと我々がやってきた仕事というものがあって、もう1個は議会改革検討委員会のほうで何ぞや決まったものを議会のほうでかけていく、あるいはこの基本条例に新しく加筆していくということですよ。そういったようなものの役割ということで2面あるんだっていうような、私はそういう認識を持ってるんですよ。だから、もともとものが新しく始まったからといってなくなるわけではなく、これが完璧にできてるものでもなく、これからやっぱりやっていかなきゃいけないところというのがあるんで、そこのところはもう、一番最初にみんなで話し合った、1カ月に2回ぐらい出てきてでもこれやらんといけんということでスタートしてるものですから、そこは引き続き皆さんと力を合わせて議論を活発にして、いい基本条例というようなものができるように私は力を注いでいきたいなというふうに考えたりしてるんですけども。

○委員長（下山哲司君） よろしいですか。

○副議長（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） 基本条例そのものは、ある程度の形以外はないと思うんですよ。そ

これから先をやるというんで、この前皆さんとここでお諮りして毎月やりますかと言うたのは、基本条例の中でその他ですから。議長から付託されたもんでもないし、その他ですから皆さんの委員の意見でやるということなんです。その他ですから、皆さん時間をとってやりますかというたら時間をとってもいいからやりましょうというのは勉強であって、その他でなしに上げるときは議長にこういうふうにやりたいというのを言うて、正式にやらにゃあいけんで。ほんなら、この委員会があつて、委員会が何でも好きなようにしてもいいというようにはなつてない。

○副議長（佐々木雄司君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） もう1回事務局のほうにこの委員会のうったてとといいますか、立ち上がりのところを御説明いただきたいと思うんですが。確認です。確認させてください。

たしかこの委員会というものは目的があつて立ち上がつて、議長が何かこの案件をやりなさいということを取り扱うためにできている委員会ではなかったように思うんですが、事務局、そういった認識でよろしいですか。

○委員長（下山哲司君） はい、局長。

○議会事務局長（奥田吉男君） 先ほどの特別委員会の立ち上がりの目的のところにも明記してある内容につきましては、議会基本条例に関する調査検討、これが設置の目的になっております。

以上です。

○委員長（下山哲司君） 今回立ち上がったのは政務活動費と、それともう1個、何やったかな。

○議会事務局長（奥田吉男君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） はい、局長。

○議会事務局長（奥田吉男君） 今回、政務活動費並びに議会報告会について議会基本条例でお願いしますという内容を決定したのは議会運営委員会の中で決定された内容です。

昨年の議会基本条例の議会報告会において市民の方がもっと来やすくしてもらえるような内容にするにはという根本的な見直しをということが出まして、1年見送った状況の中で、それについては議会基本条例の中で根本的なやり方についての検討をしてくださいと。

それからもう1点が、政務活動費の見直しをしましょうという案件、この2つが出まして、これはあくまでも議会運営委員会の中で、議会基本条例特別委員会の中でやってくださいという内容が出たので、それが基本条例特別委員会の中で御協議をいただいた内容で、これは本筋であるものではなく、本筋であるものは先ほど申しあげました目的の部分で、議会基本条例に関する調査検討がこの特別委員会の目的ですので、委任を受けて先ほどの2件については御協議いただいて、報告をいただいたという内容でございます。

○委員長（下山哲司君） はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） 私もそういう、今事務局さんがおっしゃられた認識を持っているんですが、ですからこの議会基本条例というものを上から下までずっと見てまいりましたら、努めるものにするであるとか重んじることであるとかということ、努力義務であるとか尊重の姿勢であったりとかというようなものが書かれたりしております。でも、しかしながら原田委員の御指摘のとおり、十分そういったような、重んじるようなことができていなかったりとかというような、義務がしっかりと果たせていなかったりとかというようなものが議会を見たときに散見される、そうなったときにどのように考えていくのかということもこの委員会のほうで考えていかなきゃいけないでしょうし、なおかつどこでしたか、条文を読んでどうしたこうしたっていうのは避けたいと思うんですが、備えるものということで、別途備えるものということが書かれているにもかかわらず別途備えられていない部分があったりとか、そういったところというのはまだまだこれから、本来の目的である調査研究でしたか。調査研究でよかったですか。

○議会事務局長（奥田吉男君） 調査検討。

○副議長（佐々木雄司君） 調査検討ですよ。しなければいけない部分というのはまだまだこの中にたくさんあるんで、終わってないんでね。これ、やらなきゃいけないという話なんですよ。だから、それをどうやってやっていくかということを考えていけばええという話で。

多分この委員会というのは解散できないと思うんですよ、勝手に。我々が解散しようということでは解散はできない。だから、じゃあこのところで調査検討するのはもう今後一切やめて、議会改革検討委員会のほうでとか全員協議会のほうでこの我々がやってる仕事をもう全部そっちのほうでやってもらおうと、行ったり来たりするのは面倒くさいからという話になった場合に、それはできるのかできないのかという方法論という話もあると思うんで。できないんです。勝手にこの委員会の解散というのはできないと思うんで。

できるんですか、事務局、そこら辺。確認なんですけど。

○議会事務局長（奥田吉男君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） はい、局長。

○議会事務局長（奥田吉男君） 常任委員会と特別委員会の違いを御説明をいたします。

特別委員会というものは、今の基本条例で申しますと、議会基本条例に関する調査検討、この業務が終われば特別委員会ですので業務は終了となります。

それからもう1点、議会改革の検討委員会の整理をしたいと思います。

皆様の全協の中でもお示ししたんですが、設置要綱の中で、基本的には所管の事務として議長から諮問された検討項目について調査研究し、その成果を議長に報告するのが議会改革の検討委員会です。

それから、もう1点できることが、議長から言われなくても委員会として議会改

革として必要であると認めたものについては、皆様に様式をお示ししましたが、こういう形で議会改革をやりましょうという意見を議長に対して言うことができるので、その内容について議員さんが提出していただいて、検討委員会の中で協議して、議長に意見書を出すというのが目的でございます。

基本的には議長から出された検討項目について調査研究するというのが本来の検討委員会です。この組織とはちょっと異なるものという御説明になると思います。

○委員長（下山哲司君） 御理解いただけましたか。

○副議長（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） 1つ、お話しさせていただくのが、前にできとった議会基本の特別委員会は、この赤磐市基本条例をつくるための特別委員会。先ほども局長が申したように、今回のあれは2件について協議をする特別委員会なんで、その業務が終わった時点では特別委員会は私の考えでは終了したというふうな考え方を持とったんですが、皆さんがこの特別委員会でいろいろ協議をして議会改革をという御意見があって、その他で継続して今日に至ると、私はそう思とんです。ですから、この特別委員会が設立された分に関しては2案件が終わったので終了という考え方は持とておりましたのでいつ解散してもおかしくはないんですけど、皆さんが申されるように、議会の改革をという御意見が強かったので、議長にそのお話をしたら、議長がもっとやりやすい方法でやりましょうということで、この委員会は残して、検討委員会をつくっていただいて、議長があれして、議長がまたここへ持とてきて、基本条例の委員会で提議してもらおうという方法を議長と私との話し合いの中でやらせていただいて、皆さんはそのほうがやりやすいんじゃないんかという話の中から議長と決定したわけで、その御理解はいただけないと、もうこの委員会は解散せにゃあいけんようなことになるんで、その意味だけ御理解してください。

○副議長（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） 改革改革って言うんですが、多分この基本条例の中で改革しましょうというようなことを、このメンバーで、改革の中心にしましょうっていうような話は、この中で記憶がないんですよ。記憶があるのは、この場所以外で、例えば議長懇談会であったりとか議員控室であったりとかあるいは同僚議員で意見交換をするときにこの基本条例の委員会を使ってやりましょうかみたいな話はありましたけど、正式に何かそういったような、この中で議題として扱われたようなことはないと思うんですが、委員長が言われとる、その出どころはどこなんでしょう。

○委員長（下山哲司君） 出どころは原田委員と佐々木委員が話をせられて、それがスタートですよ。

○委員（原田素代君） ちょっといいですか。

○委員長（下山哲司君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 2つ、もう案件が終わったから委員会解散すりゃあええがってというのが。さっき局長が説明したように、この委員会の本来のうったては調査検討なんですね。だから、調査検討なので……。

○委員長（下山哲司君） 違うんじゃない。

○委員（原田素代君） いやいや、局長がそういうふうに言ったじゃない。

○委員長（下山哲司君） それは内容。

○委員（原田素代君） だから、ごめんなさい、最初に議長からこれだけはやってねっていったのがその2つだけであって、単に。だから、委員会でも言ったじゃないですか。じゃあ、この2つが終わったらやめましょうなんて一言もなくて、政治倫理審査会もやらなきゃいけないし、彼が何かいろいろ言ってきましたよね、監査の問題とか。そういうことがまだまだこれ山積してますよと。だから、今、下山委員長がおっしゃったように、依頼された2つが終わったからこの委員会終わりではなくて、局長が言ったように、基本条例についての調査検討委員会なのだと。だから、当然その2つはたまたま議会がこれだけは優先してやってねっていうのをやっただけで、この後、これもあれもやりましょうねっていうのは、確認のまんまだったわけです。

○委員（実盛祥五君） それ、違う違う。

○委員（原田素代君） だから、突然下山委員長がもう役目が終わったから解散などと言うことは、物すごい乱暴な発言だと私は思います。そういう確認で進めてないっていうのが局長が言ったとおりですから。

○委員長（下山哲司君） 認識と見解の違いだと思うんじゃないけど。

○委員（原田素代君） 認識って。

○委員長（下山哲司君） そういう意味でこの特別委員会が設立したわけじゃないんです。2件についてを議題でこの特別委員会を設立されたんで、それが大体終わりかけのころにいろいろお話を2人がされて、それだったら皆さん時間を毎月とってもよろしいんですかということと、その他としての勉強会みたいな形でしとんで、あのとき言わせてもろうたと思うんですが、幾らこけえおるメンバーが決めても全協でやりましょうと言わなんたらだめなんですよという説明はさせてもろうたと思うんですよ。その話を議長にしたら、議長、ほんたら時間はかかっても2度にするんだったら倍かかっても一緒じゃないですかと。ほんなら、そういう方向で皆さんに相談してみましようという話で議長とまとまって、今の改革検討委員会ができたわけですから。だから、皆さんがそういうことをやりたいと思うたら、議長に文書で申し入れてくださいと。

○委員（原田素代君） じゃあ、この委員会、どうするんですか。

○委員長（下山哲司君） この委員会は、このまま休会ですよ。

○委員（原田素代君） いや。だから、そうじゃないって言ってるんですよ。

○委員長（下山哲司君） そうじゃないというて。じゃから、基本条例特別委員会というんと基本条例というのが原田委員には1つになってしもうとんです。そうじゃないんですよ。基本条例というのは前の岡崎委員長のときにできとんですから。わかりますか。それを運用するのはこの委員会じゃありません。特別委員会、運用は。

○委員（原田素代君） いやいや。責任を持って基本条例を……。

○委員長（下山哲司君） それは議運ですから。じゃから、そういうことがやりたいんだったら文書で議長に申し入れしてくださいと、私は再三言うたと思うんですよ。だから、その辺の認識の違いですから、そういうふうに御理解いただく以外にありません。

はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） 委員会の中で委員長の職権というのは間違いなくあると思いますけども、委員長の独自の見解やあるいは認識で物事が進んでいくっていうのは、条例によって設置されてるわけですから、条例違反を起こす可能性というのがあるんですよ。そう考えれば、委員長の職権だとかあるいは裁量だとかというようなものは、適切なその基本となる条例の上、あるいは今回のケースでいうと、設置の目的、調査検討というものに基づいて、その中で適切に職権というものが振るわれるべきであって、調査検討というもので委員長の職権が及んで、それが主義主張で形が変わっていくっていうのは私はおかしいことじゃないかなというふうに思うんですが。お話を聞いていただいて、皆さん、そこら辺のところは、それはちょっと違うんじゃないのというのは多分大勢感じられてるところじゃないかなというふうに思うんですけども、いずれにしても委員長がそういったぐあいにお考えになって物事を進められたんだということの説明は聞きました。なるほどなというふうに思いました。じゃあ、それが正しいことなのかということを考えてみたら、正しい正しくないというようなことになったら名誉にも触れるので控えさせていただきますけども、この特別委員会に沿うのか沿わないのかということを見ると、沿わない考え方なのかなというふうにも思ったりしますので。

○委員長（下山哲司君） ちょっと、佐々木委員、ちょっと。

○副議長（佐々木雄司君） 私……。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員、ちょっと待ってください。

○副議長（佐々木雄司君） ちょっと考えていただいたほうがいいんじゃないかなと思うんですが。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員、待ってください。

○副議長（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） 先ほども申し上げたように、この委員会は調査検討。調査検討に至るまでの設立目的は報告会と政務活動費についてですから、それ以外のことをするというて設立してません。はっきり言うときます。

○委員（佐藤 武君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤 武君） 設置目的とか調査検討の部分では若干意見が分かれるところなんですけれども、まず委員長のこの議会基本条例の特別委員会の今後の方向づけの説明として私も同じ考え方です。といいますのが、議会改革に関する調査検討する中で、重んじるとか義務を果たすという部分で十分な部分がないということで調査検討を重ねるということで、確かに議会改革検討委員会が設置される前は継続的に勉強を含めてやりましょうという話で皆さんも御了承されたというふうに理解しておりますけれども、議会改革検討委員会が設置されて、そこで改めて議会改革に関する、まさしく重んじる、義務を果たすという部分で各議員が不十分だなと思う部分について議長のほうへ申し出て、そこで議会改革検討委員会で協議しましょうということで、この委員会でも委員長の裁きのもとにそういう意思確認はされたというふうに私も認識しておりますし、議会改革検討委員会で協議すべきものをこの議会基本条例で、いろんな意見があるとは思いますが、ここで協議をしてもそういう検討委員会が設置された以上はそこでやっていただくという方向でいかないと、ここで議会基本条例の中でああでもないこうでもないと言っても、議会の方向性というのはこの委員会では無理かなというふうに思いますので、私の考えは委員長の方向づけということで、異議はありません。

○委員長（下山哲司君） ありがとうございます。

一番大事なのは、18人おる議員がお互いに意見を話し合えるという場が全協だと思うんで、それを一番有効活用するというのはいいことだと思うんで。

それからもう1件、そういうのを考えた理由には、このメンバーに入っていない方が頼んでねえ部分までするようにはなつとるまあがなと言われる委員さんが何人かおられまして、それで議長にもその話をして、正式に物事を考えた場合に、2つの案件以外は今回の設立目的にないで、そう言われたらそれも一理なんで、そういう問題を起こさないようにしようということも踏まえてやっとなで。じゃから、何でそういうことになるんかというたら、ここでやりよることが皆それでええよという人ばあおられんので、そういうことも踏まえて、議長として私の要望を聞いてくださったというふうに理解しとんで、そういうふうに皆さんで一緒になつてやるというのを基本じゃというふうに考えていただきたいと思うんですよ。

○副議長（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） そういうぐあいに、議会基本条例のももとのその設立の今期の目的ですよね、今期の目的。何でしたか……。

○委員長（下山哲司君） 報告会と。

○副議長（佐々木雄司君） 報告会と政務活動費ですか。

○委員長（下山哲司君） はい、その目的は果たしました。

○副議長（佐々木雄司君） これをやることによってこの基本条例特別委員会というものが立ち上がったんだというんですけども、私はそういった認識を持ってませんし、事務局のほうも多分そういった認識は持ってない。運用上、そういったような認識を持ったからといって、じゃあそれが通る話なのかというと、私は通らないんじゃないかなというふうに思ったりするんですが。理由は先ほど言いましたとおり、もともとに立ち上がってるものがあって、今回初めてこの議会基本条例特別委員会というものができ上がったものではなくて、前にも議会基本条例と前の期の議会にもあって、これは赤磐市議会にずっとずっとあって、今回我々が去年の3月に選挙で選ばれて、この場に来させていただいて、じゃあこれみんなで役割分担して責任を担っていきましょうということで受け継いできてるもんですよね。新しくこの任務を受けたわけでもなくて、もともとの基本とするものがあるわけですから、そこのところはやっぱり逸脱しないように大切にしていかなきゃいけないんじゃないんですか。

その中で運用上の問題として委員長がそういったぐあいに考えて運用していくんだということにつきましては、そういったようなやり方もあるでしょう、それは。それはあると思います。ただ、だからといって、そのもともとのものがなくなるような話ではなくて、もともとのものはあるわけですから、そこはやっぱり否定せずに大切にさせていただくというところは必要などころじゃないかなというふうに思うんです。何でこの話が延々続くのかとつい言ったら、もうゼロか1かっていうことで、この基本条例が本来果たさなければいけない責任というようなものが、話をすりかえられてというか、何かその2つの項目というようなところにこの話が集約されて、それでもう役割が終わったんだというような形になるから話がおかしくなるわけで、もともとのものはそこにあって、2つのものが終わったら、もとのところに戻らなきゃいけない。特別任務が議長のほうから来て、それを我々は責任として果たしたと。果たしたら、じゃあそれでもうこれで終わりなのかって、もともとのものがあるんだから、もともとのところに戻らなきゃいけないでしょうっていうことを言ってるわけですから、戻ればいい話じゃないんですか。

あと、ごめんなさい、もうちょっと言わせて。委員長、先ほど外部のほうからこのところでそんなことをやるべきことじゃないんじゃないかというようなことを言われたというようなことをおっしゃられましたけども、確かに私もここの中で扱う内容、ほかの委員会でもそうですけども、委員会運営について、あら、これはここでそこまでやるべき話じゃないんじゃないかというような、ここまで我々権限もらってないよなというようなことを感じるようなことは、この委員会以外にもたくさん、見させていただいて感じるようなところがあります。だから、そこら辺のその采配っていうのは委員長の采配で逸脱しないように、議会基本条例の特別委員会が定めてる調査と検討、その中の範囲でやっていただいたらいいんじゃないかなというふうに思うんですけど、私は。

○委員長（下山哲司君） 先ほども言うように、調査検討というのは題目があってそれについて

て調査検討なんです。調査検討だけがあるわけじゃないんですよ。調査検討、何をしますか、調査で。自分らで勝手に呼んだり決めてするという話じゃあ設立はしません、特別委員会。特別委員会というのは、目的があって、その目的のためにするんで。

○委員（原田素代君）　そうです、おっしゃるとおり。

○委員長（下山哲司君）　ですから、前の特別委員会はこの基本条例をつくる目的で設立されて、今回はその2件について目的を果たすために設立されたんであって、一応はその目的は達成されとるわけです。もとに戻すというて、もとに戻すというのは、どこに戻すんですか。何か先ほどからもとに戻すもとに戻すというて、もとに戻すというのはないところへ戻すんでしょ、もとへ戻すのは。

○委員（原田素代君）　議事録を出してもらったら。

○副議長（佐々木雄司君）　うん。

○委員長（下山哲司君）　いや、議事録を出す出さんの問題じゃない、認識の問題なんじゃからもう。幾ら言うたってだめなんじゃ。

○副議長（佐々木雄司君）　認識じゃない、証拠の問題だな、それはもう。こうなったら、証拠の問題だと思うな。

○委員（原田素代君）　みんな知ってますよ。どんな議事録。

○委員長（下山哲司君）　治徳委員。

○副委員長（治徳義明君）　済いません。確認の中に、ちょっと、議会基本条例特別委員会なんで議会基本条例を検証しましょうみたいな話が最初にあったんですよ、委員長を中心に。ほんまに6年たってできてるのかどうか少し検証しましょうという話があって、それが中途半端になって検討委員会に移ったので今もめてるんじゃないかと思うんですけど。

検証というのは項目の中に入らないんですか。基本条例の検証というのは関係。何か、どなたかが資料を出されて、どこかの市は検証をされてますみたいな話ってあったですけど。

○委員長（下山哲司君）　佐藤委員。

○委員（佐藤 武君）　いいですか。

○委員長（下山哲司君）　はい。

○委員（原田素代君）　どうして、どうしてなの。

○副委員長（治徳義明君）　いやいやいや、その確認です、確認です。確認というか、このレベルの話をしてもらうちゃあ困っとん。

○委員（原田素代君）　だから、流したらだめでしょう。

○委員（佐藤 武君）　いやいや、検証という話も確かに委員会の中では出ました。出の中で、それじゃあ勉強しましょうということで、先ほども言ったように、議会改革の検討委員会ができましたと。だから、そちらでやるから、しばらくこの委員会はちょっとお休みじゃないけれども、議会改革検討委員会でお任せしましょうという話だったはずですよ。

○委員（原田素代君） そんな話、聞いてません、どこでも。

○副委員長（治徳義明君） ほんなら……。

○委員（原田素代君） 今してる……。

○委員（佐藤 武君） してます。いやいやいや、しました。委員長、しましたよね。

○委員長（下山哲司君） しました。

○副委員長（治徳義明君） ほんなら、済いません、1つ確認です。別に異論を言ようるわけじゃない。例えば、検討委員会があります。今、いろんなことが提案として議員の人から皆さん検討委員会に出されて、それを全員で検討されて、ほんならそのときに、基本条例も直さなきゃあいけんよなみたいな話に最終的になるケースがあったときに、この基本条例は誰が直すんですか。

○委員（原田素代君） 書いてある。一番最後に見直しですって、27条。

○副委員長（治徳義明君） 誰がするんですかね。特別委員会がするんですかね。

○委員（原田素代君） 議会はと議会在が主語になってます。

○副委員長（治徳義明君） いや、ですから……。

○委員（原田素代君） いや、当然、特別委員会ですね。

○委員長（下山哲司君） だから、議会はということは議長じゃから、議長がこの委員会で検討、検証してくれということになれば、それをすればええん。

○委員（原田素代君） これ、議長という主語はないんです、この条例には。議会在が主語ですから、議長の権限で勝手にはできないです。だから、もし治徳さんの言うようなときはどうしますかっていったら、特別委員会でやることになります。

○委員長（下山哲司君） 局長。

○議会事務局長（奥田吉男君） 基本条例の条例の見直しという内容で今御意見があった内容ですが、会議規則それから条例、これについては議会運営委員会の中で協議していただいて、本会議にかけるようになってます。この基本条例について、訂正、見直しをするようなケースの内容はこの特別委員会の中で御協議いただく内容だと思います。

○副委員長（治徳義明君） 済いません。ほんなら、先ほど出とった、特別委員会が解散というのはもうあり得ない話ですよ、永遠的に。そういうことの意味でええんですかね。これ解散したら、何もなくなる、できなくなる。また、つくり直さなきゃいけん。

○委員長（下山哲司君） じゃから、運用の方法として休会にして……。

○副委員長（治徳義明君） ああ、休会にするん。はい。

○委員長（下山哲司君） この議員の任期があるまでは。任期が切れたら自動解散ですから、任期があるまでは休会として、検討委員会が出たことを議長がここで検証してくれということになれば、調査研究してくれということになれば、またそれをやればええんですけど、今のこの委員会が設立されとるのはその2案件についてあれしてくれということて設立をしとるわけ

ですから、その認識の違いなんですから、幾ら言うてもだめです。

はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） 議会事務局に確認をとらせていただきたいんですが、その2案件のためにこれは設立されたんですか。その議決とか、あと何かそんなものがありますかね。

○委員長（下山哲司君） はい、局長。

○議会事務局長（奥田吉男君） 平成29年4月24日に本会議へ出まして、議会基本条例に関する調査検討を目的として特別委員会を設置いたしております。

この終えんという話も出るんですが、議会基本条例に関する調査検討が終わったケースは、特別委員会なんで、終わったという認識になれば特別委員会は廃止になります。

○委員（原田素代君） いや、だから聞いているのは2つの議案だったんですかと聞いている。

○議会事務局長（奥田吉男君） 先ほども申し上げましたとおり、基本条例の特別委員会にこの2つの案件について協議をという話が議運の中で出たと思います。

議運の中で、特別委員会において政務活動費の見直し、それから議会報告会の基本的な根本的な見直し、この案件について検討してくださいという内容は委任されたんですが、設立の本来の目的というのは議会基本条例に関する調査検討、これが設置の目的です。

以上です。

○委員長（下山哲司君） はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） それを踏まえまして、前回までの飛び込みですよ。今言われる議運のほうから議会報告会とあと政務活動費、これが飛び込んでくる前までですよ。その話が出てくる前までやっていた作業っていうのは何であったか、ここでやっていた作業っていうのは何であったのかという。例えば、11条、政策討論会というのがあるんですが、「政策討論会に関することは別に定める」と書かれているにもかかわらず、別に定められていませんよね。こういったようなところを定めていかなきゃいけないですよ、このところで話をしていかなきゃいけないですよという話もあったわけですよ。じゃあ、それが定まっているのであれば、もう話することもないですよ。努力義務にしても何やかんやにしても、ある程度こっちのほうで調査して、これは、じゃあ全協にしましょうかとかというところで、もう結論が出てますよねということであれば、委員長がおっしゃられることでいいんですよ。でも、この別に定めるっていうところの議論もできてませんし、そのほか、例えばこの議会基本条例が宙ぶらりんになってるんじゃないのかという話の中で、それが何でなったんだろうという話をしたときに、市のほうに基本条例というのがないからじゃないかと。瀬戸内市にしても備前市にしても基本条例と呼ばれるものがあって、その中に議会というものがどういった存在なのかって明らかに明示されてると。役所としてはそのところを明示されてるものを守るべく、議会の議決であったり、意見であったり、議員に向き合うときの姿勢であったりというようなところの判断されてると。こういったようなところがうちの赤磐市にはな

いので、なかなか議場の中でも話がかみ合わないんじゃないかと。だから、そういったようなところも議会基本条例のほうで意見をまとめて、市役所のほうに求めていってはどうかということも議運とか全協に報告をしていこうとか、議長に報告していこうとかというところの話があって、そういったようなものもどうすんのっていうところで話がとまってるわけですよ。だから、調査も終わってないし、内容の検討も終わってないし、だからあのときに出たものについては最低限答えを出してから委員長の言われてるようなこととこのを進めていかなきゃいけないんじゃないかなというふうに思うんですが。その作業がですよ、言われるように、全協で作業したりとか議運で作業したりっていうのはできるんですかいな、これ。多分印象が、そこですべきことではないんじゃない、やっぱりここでするんだらうなっていうことになれば、向こうに行っても多分、向こうで決定しても、うん、じゃあやろうということになっても、またここで開かれるんだったら、最初からここでやっという、それで、いや、こんなことを委員会のほうでは考えてますよと、皆さんどう思われますかっていうことで提示してあげたほうがいいんじゃないかなというふうに、そっちのほうは、私、早いと思うんですよ。仕事のその任務も果たせるし、建設的でしょう、物すごく。

○委員長（下山哲司君） ちょっと待って。今、佐々木委員が言うたんじゃけど、基本条例の特別委員会をつくる時の題目は義務の内容なんじゃけど、できた時点が、先に特別委員会ができとって、後から報告会とあれをという、そんな話にやあなってませんよ、私。その2案件をあれをするということで設立したわけですから。もう、あの……。

○委員（原田素代君） 設立したんですか。

○委員長（下山哲司君） いやいや。じゃから、私、委員長としての認識はそういう認識でやろうんじゃから、局長にまた説明してもらいますよ、時期を。

何か、佐々木委員の言われるのには、特別委員会ができとって、後からその2案件がってきたんじゃから、その前には違うことをしようたんじゃというように今言われたんじゃけど、そんな記憶は全くないですよ。

○副議長（佐々木雄司君） ああ、はい。

○委員長（下山哲司君） はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） それは時間経過ですから、勘違いもあるかもしれないんで、それは……。

○委員長（下山哲司君） 勘違い、そんな無責任なことを言うの。

○副議長（佐々木雄司君） 違いがあるんだったら、済みません、それは訂正させてもらいますけど、いずれにしましても、それが同時進行、同じところで発生していようが議会基本条例のその設立のものというのは変わらないわけですから、そこのところは、私、言いたいところなんですよ。

○委員（原田素代君） 確認しますね。

○委員長（下山哲司君） 確認したいみたいに言う、それ、事実やもんな、局長。
暫時休憩します。

午後 1 時 20 分 休憩

午後 1 時 47 分 再開

○委員長（下山哲司君） 再開します。

はい、局長。

○議会事務局長（奥田吉男君） それでは、議会基本条例特別委員会の設置に関しましては、29年4月24日に議会の議決により、議会基本条例に関する調査検討を目的として設置をいたしております。

もう1点、政務活動費の内容に関しましては、その翌日、29年4月25日の議運におきまして、基本条例特別委員会で政務活動費についての改正見直しをしてくださいということが決められて、基本条例のほうで御協議をいただいた項目でございます。

それからもう1点、議会報告会に関しましては、議会報告会のもともとの考え方が基本条例から出ているところから、大筋の概要の方針決定についてはずっとこれまでも基本条例の特別委員会の中で概略の計画について御協議いただいて、日程については議運のほうで決定するという内容で、基本的にこの特別委員会について回るのが議会報告会に関するということになっております。

以上です。

○委員長（下山哲司君） ありがとうございます。

そういうことでありまして、日にち的には24、25と、こういうことで決まっておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

○委員（原田素代君） どう理解したらいいんですか。

○委員長（下山哲司君） いやいや、じゃからその2件をする前からしょうったと言うから、そういうことはあり得ませんという話をしたわけです、その確認ですから。

○委員（原田素代君） 委員長、何か……。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 気持ちはすごくわかりますけど、だから設立は調査検討なんですよ。調査検討で立ち上がるときに、ついでに政務活動費のこと。それから、ただ報告会についてはたしか班長会のほうにもう委ねてると思うんですよ、2回目以降は。だから、議会報告会の具体的な話はもう班長会のほうに行ってると思うんですけど、その点はよくわかりませんが、とにかく最初の立ち上げは、その2つの案件をやるための議会基本条例委員会ではないということが今明らかになったわけですよ。そういうふうに御理解いただいてもいいんじゃないですか。

○委員長（下山哲司君） もう切りがねえ。班長会にするにはこの基本条例の委員会の中で班

長会にと、こういうんで回っとなで、班長会は後ですから、その辺は御理解いただいて。

決をとれと言われるんでしたら、決をとらせていただきます。

○委員（原田素代君） 言ってます。

○委員長（下山哲司君） 当分の間、休会ということで。

○副議長（佐々木雄司君） 決はとれないと思う。

○委員長（下山哲司君） とれますよ。

○副議長（佐々木雄司君） とれないと思う。決をとっても、決はとれないでしょう。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員、ちょっと待ってください。休会というのは、前に皆さんとお話しした中で毎月出てきて勉強やりますかというたらやるということだったから休会をとると言よんで、何も委員長の招集がなかったら開かれんわけですから、休会とも休会でないとかという問題じゃなしに皆さんと勉強会をやりましょうという中から毎月というのがあったのを今やってないから、もうこれからは休会としますという話ですから。

○副議長（佐々木雄司君） 確認です、確認です。

○委員長（下山哲司君） 何も休会を新たに特別にする必要はないんです。委員会があっても、委員長が招集しない限りは開かんわけですから、その辺の理解をして。

はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） この特別委員会の中でやりとりをする調査検討ですよ。この調査検討というものが勉強会という位置づけというのは、委員長として、どういうお考えをお持ちなんですか。御説明いただいていいですか。

○委員長（下山哲司君） それは、ここで皆さんと御検討、検証したものを議長に報告して扱いを決めてもらうんで、委員会として、ほんならこれは最初からこの委員の中でこうするんじゃないという決定はできません。はっきり言っときます。

はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） であれば、勉強会ですから議事録にも載せなくてもいいんですよ。削除してもらえばいいんじゃないですか、議事録。勉強会だったら議事録に載せる必要もないんじゃないですか。今までずっとこのやりとりってあるわけですけど、ちゃんと検討した、委員長が認識しているものだけ載せて、それ以外のものは勉強会なんだったら、削除すればいいんじゃないんですか。僕は勉強会だと思ってないんで、議事録を残しておいていただくのが今残っているのが正しいことだというふうに思うんですが、もしどうしても委員長、それが勉強会だって言い張るんであれば、議事録を残す必要はないんじゃないですか。

○委員長（下山哲司君） まだ御理解いただけとらん。ここが決定機関じゃないんですよ。決定するのは議員全員が決定せにゃあ決定にならないんで、そういう理解ができての御発言なら御理解しますが、それでなかったら、もうそこでやめてください。

○委員（原田素代君） あの……。

○委員長（下山哲司君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） ちょっと違う項目があるんですけど、皆さんが決定する、同意が要るってということと議会基本条例というものを全面実施していくための申し合わせ事項の見直しってことはレベルが違うんです。議会基本条例ってというのは議会で議決したものです。これ、最高の条例です。この条例にそぐわない委員会条例とか申し合わせ事項があったら基本条例に合わせなければいけない。この合わせていないことについてはきちんと合わせるがこの基本条例としてうたてになるわけですね、最高の規制で。ですから、それをするのは、ここで決めるとか決めないじゃなくて、要するに申し合わせ事項を見直して、議会が条例に沿って運営する義務を私たちは負っている、そういう特別委員会なんです。だから、ここで決めたからみんなが反対したからやめるじゃないんです。これはもう基本条例ですから、反対しようがしまいが、これに従わないと赤磐市議会は運営できないんです。そこを確認してください。

○副議長（佐々木雄司君） はい、委員長。

○委員長（下山哲司君） もう佐々木委員、よろしい。見解の相違ですから、幾ら聞いても…

…。

○副議長（佐々木雄司君） 委員長、発言を求めます。

○委員長（下山哲司君） 発言は拒否します。

○副議長（佐々木雄司君） 委員長、発言を求めます。

○委員（原田素代君） まあ、そう言わずに……。

○副議長（佐々木雄司君） 発言を求めます。

○委員長（下山哲司君） 拒否します。

○副議長（佐々木雄司君） 発言を求めます。

○委員長（下山哲司君） もう同じことばあ何回聞いても、見解の相違ですから……。

○委員（原田素代君） 感情的にならずに。

○副議長（佐々木雄司君） 発言を求めます、委員長。

○委員長（下山哲司君） 発言は拒否します。

○委員（原田素代君） そう言わずに……。

○副議長（佐々木雄司君） 拒否の理由を教えてください。

○委員長（下山哲司君） 何回も同じことばかり、先ほどから1時間ほど言われるんで。

○副議長（佐々木雄司君） そんなことありません。新しい事実です。新しい事実を述べますので、発言を許してください。

○委員長（下山哲司君） 値しないと思いますので拒否します。それでは、もう私が言うた理由も御理解いただけんようですので、これで閉会といたします。

午後1時55分 閉会

